

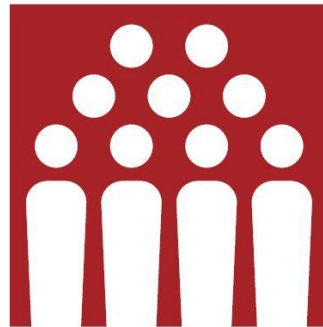
彦根市避難所運営マニュアル

～感染症対策編～

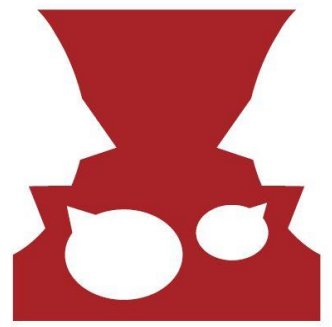
(令和5年6月12日)



密閉回避



密集回避



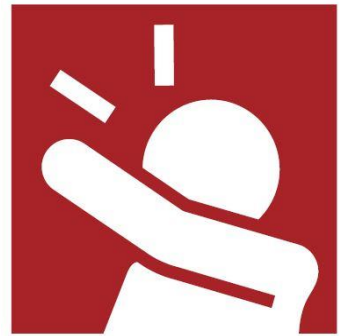
密接回避



手洗い



換気



咳エチケット



はじめに

このマニュアルは、現在運用している彦根市避難所運営マニュアルに加え、感染症対策のため、避難場所等の3密(密閉・密集・密接)の回避や衛生対策を徹底するなど、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心の確保を図ることを目的とし策定したものである。

今後、新型インフルエンザ等感染予防のため、避難場所等を開設した場合は、このマニュアルを参考に、避難生活が円滑に行われるように努めるものとする。

<用語の定義>

1 指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

2 指定緊急避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所

3 自主避難施設

避難情報を発令していない段階で、市民等の自主避難に備え開設する施設(東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館)。自主避難が行われたとき、その他市長が必要と認めるときは、指定緊急避難場所の中から適切な施設を選定し、自主避難施設として開設。

4 避難所、避難場所

「避難所」は指定避難所、「避難場所」は指定緊急避難場所を指す。

5 避難場所等

「指定避難所」「指定緊急避難場所」「自主避難施設」を含めて避難場所等と表記。

6 居住スペース

発熱や体調不良がない避難者が避難するスペース

7 専用スペース

発熱や体調不良のある避難者、それらの同居の家族や付添人等が避難するスペース

もくじ

1	彦根市避難所運営マニュアル(感染症対策編)の基本方針	1
2	必要な物資の確保	2
3	基本的な感染対策の実施.....	5
4	レイアウトによる感染対策の実施.....	7
5	感染者・感染が疑われる避難者等への適切な対応.....	11

1

彦根市避難所運営マニュアル(感染症対策編)の基本方針

4つの方針

災害時には、感染症の感染リスクが高まり、避難場所等では衛生状態を保つことが大切である。

特に感染症の流行期において、高齢者等の重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効と考えられることから、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心の確保を図ることはもちろん、避難場所等運営者の感染防止を図るため、以下の方針のとおり、適切に取り組むこととする。

なお、本マニュアルは避難場所等の運営の参考とするものであることから、別途、関係省庁から指針等が出された場合は、それに則り、避難所運営委員会等の運営者によって適切に対応することとする。

1 必要な物資の確保

市は、マスク、手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資の確保に努める。

2 基本的な感染対策の実施

状況に応じて、避難者に対し、マスクの着用などの基本的な感染対策の実施を推奨するとともに、消毒液の設置や定期的な換気の実施、避難者同士の距離を確保するなど、密閉、密集、密接を避けた環境づくりに努める。

3 レイアウトによる感染対策の実施

感染症にり患している者（以下、「感染者」という。）または感染症にり患しているおそれのある者（以下、「感染が疑われる者」という。）が避難するスペースとそれ以外の者が避難するスペースを分けることなどにより、避難場所等における感染拡大を最小限に抑える。

4 感染者・感染が疑われる避難者等への適切な対応

感染者や感染が疑われる者が避難場所等へ避難した際には、必要に応じて関係機関と連携を図り、感染拡大の防止を図る。

また、それらの者を早期に把握し、適切に対応するため、避難者の健康状態を定期的に把握する。

2

必要な物資の確保

感染症対策用品の備蓄等

1 感染症対策用品の備蓄

避難場所等において使用および配布する物資については、彦根市地域防災計画で定める備蓄計画等に沿って、整備を進めており、市内の備蓄倉庫や民間事業所等に保管している。また、各避難場所等には、彦根市避難所運営マニュアルに基づき、避難場所等に避難所開設セットを配備しているが、これに加え、避難者や運営者が感染症対策を実施できるよう、避難場所等に以下の物資を配備する。

	物品名	代替品	使用目的
避難場所 等運営用	液体せっけん	ボディーソープ	手洗い
	アルコール消毒液(1,000ml)	高濃度アルコール(酒等)	手指消毒
	除菌シート	布・ペーパータオル	清掃
	次亜塩素酸ナトリウム(500ml)	家庭用塩素系漂白剤	清掃
	体温計		体温測定
	ペーパータオル	キッチンタオル	ふき取り用
	各種ポスター		啓発用
	ゴミ袋		廃棄物
避難場所 等運営者 用防護具	使い捨て手袋	ビニール袋	受付、清掃等
	マスク	布	感染防止
	フェイスシールド	眼鏡	感染防止
	ビニールエプロン	カップ	感染防止
専用スペース対応 用（各小学校、自主避難施設）	液体せっけん	ボディーソープ	手洗い
	アルコール消毒液(1,000ml)	高濃度アルコール(酒等)	手指消毒
	次亜塩素酸ナトリウム(500ml)	家庭用塩素系漂白剤	清掃
	ペーパータオル	キッチンタオル	ふき取り用
	ゴミ袋		廃棄物
	使い捨て手袋	ビニール袋	受付、清掃等
	マスク	布	感染防止

	フェイスシールド	眼鏡	感染防止
	感染防護衣	カップ	感染防止
	ゴーグル		感染防止
避難者用	マスク	布	感染防止

※資機材がない場合は、代替品等で対応することも可能。

※施設管理者の協力の下、扇風機等で換気を行うなど、感染症対策に努める。



感染症対策用品（イメージ）



専用スペース対応用品（イメージ）

【参考】

1 手袋・マスクの正しい着脱方法

(1) つけ方

- ①手指を消毒する。
- ②マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないように注意する。

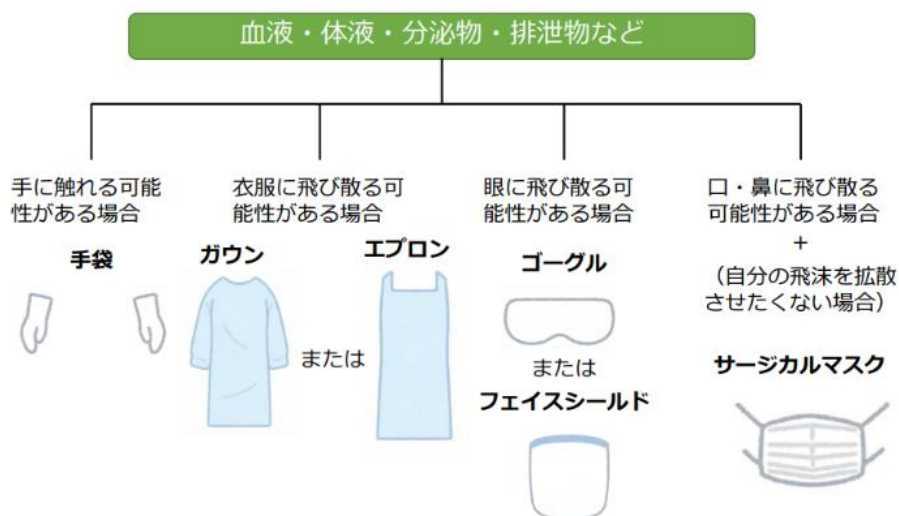
(2) 外し方

- ①人がいない壁に向かい手をおろす。
- ②片方の手袋を脱ぐ。内側(清潔部分)に触れないように注意する。
- ③脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ④感染症の廃棄物として廃棄する。
- ⑤マスクを脱ぐ前に手指を消毒する。
- ⑥マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスクの本体には触れないように注意する。
- ⑦マスク等のごみに直接触れないようごみ袋をしぼる。
※ゴミが袋の外側に触れた場合は、袋を二重にする。
- ⑧石鹸を使って手を洗う。

2 防護具の着脱

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋の順に着用し、脱衣はガウン、手袋、ゴーグル、マスクの順序で行う。着脱用の場所を専用スペースが含まれる動線内(スペース内ではない)に設けることが好ましい。

個人防護具について



**汚染区域に入る際には、手袋、ガウン、サージカルマスクを着用します。
なお、トイレや浴室の消毒を行う場合にはゴーグルの着用を考慮します。**

3

基本的な感染対策の実施

基本的な感染対策の実施

1 開設運営時におけるルール

避難場所等における感染症対策については、新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）の感染拡大を受け、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心の確保を図るとともに、避難場所等運営者の感染防止を図るため、令和2年7月に本マニュアルを策定し、対応してきたところである。

その後、国は同感染症の感染症法上の位置づけを変更し、令和5年5月8日以降においては、基本的対処方針等が廃止されるとともに、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とするなどの方針を示された。

本市においてはこれらの方針に沿いつつ、以下のとおりの基本的な感染対策を講じ、誰もが安全・安心して避難できる避難場所等の開設運営を目指す。

【基本的な実施事項】

- (1) 避難者、避難場所等運営者ともにマスクの着用を推奨する。
- (2) 可能な限り、避難場所等へ入場時の検温、入口での消毒液の設置、受付での間仕切り設置を行う。
- (3) 可能な限り、発熱や体調不良がない避難者等が利用する「居住スペース」、感染症患者や発熱者が利用する「専用スペース」を設ける。
- (4) 感染対策のため、パーティションを活用する、もしくは、避難者間の十分なスペースを確保することとする。

2 感染症拡大時の避難所ルール例(避難者・避難場所等運営者ともに実施する感染症対策)

(1) 入退所

- ・避難する際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計、ウエットティッシュなどの衛生用品、スリッパ、筆記用具、防寒着(換気を実施するため)の持参に努める。
- ・情報掲示板に掲示する避難所生活のルールを確認する。
- ・体調不良等を感じた場合は、速やかに避難場所等運営者に報告する。
- ・避難所から退所する際は、居住スペースの掃除をする。(ゴミはしっかりとしぼり、ゴミ集積所に捨てる。)

(2) 衛生環境保持

- ・手洗いや手指消毒を徹底する。

- ・マスクの着用や咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を推奨する。
- ・1時間に2回、10分間などの時間を決めて換気をする。
- ・出入口の扉はできるだけ開放する。

(3) 物資の配布

- ・配給の列に並ぶ際はできる限り避難者同士の間隔を確保する(2m程度)。
- ・配給前後に机の消毒に努める。
- ・配給者は手指消毒を実施し、使い捨て手袋を着用する。

(4) 食料の配布

- ・食料はできる限り1人分ずつ小分けにして配食する。
- ・配食の際は、可能な限りマスクの着用、使い捨て手袋等を着用する。また、清掃前後には、手洗いや手指消毒を行う。
- ・配食を順番制にするなど、配食時の密を回避する。

(5) その他

- ・ごみを捨てる際の袋は密閉して捨てる。また、ごみ箱が満杯になる前に入れ替える。
- ・おむつ交換スペースは使用の都度、清掃する。
- ・多数の避難者が触れる場所(ドアノブ、スイッチ、テーブル、洗面台、蛇口等)を定期的に消毒する。

4

レイアウトによる感染対策の実施

災害時の避難場所等開設等

1 避難場所等における役割分担

- (1) 避難場所等の開設および運営にあたる担当者のうち、リーダーを決める。リーダーは、彦根市職員災害時初動マニュアル（彦根市地域防災計画（災害対応マニュアル編））に記載している避難場所担当割の避難所担当部（担当職員）の左欄に記載する部局の職員を基本とする。
- (2) 専用スペースの対応に当たる者を決める。
- (3) 居住スペースの対応に当たる者を決める。

2 複数の避難場所等の開設および各避難場所等での避難スペースの拡大

- (1) 避難場所等の3密空間を避けるため、複数の避難場所等の開設を検討する。
- (2) 使用を予定している避難スペース以外の活用も検討する。
※学校の場合であれば体育館のほか教室を活用するなど、施設を最大限活用する。

3 各避難場所等における感染症対策用のレイアウト作成(施設管理者)

- (1) 可能な限り、1つの避難場所等につき、2つ以上のスペースに分ける。2つ以上のスペースに分けることが難しいときは1つのスペースに全ての避難者を収容することも可能だが、その際は発熱や体調不良のある者とそれ以外の避難者の距離を確保することやパーティションにより区切る等、感染対策に努める。

ア 居住スペース

- ・発熱や体調不良がない避難者

イ 専用スペース

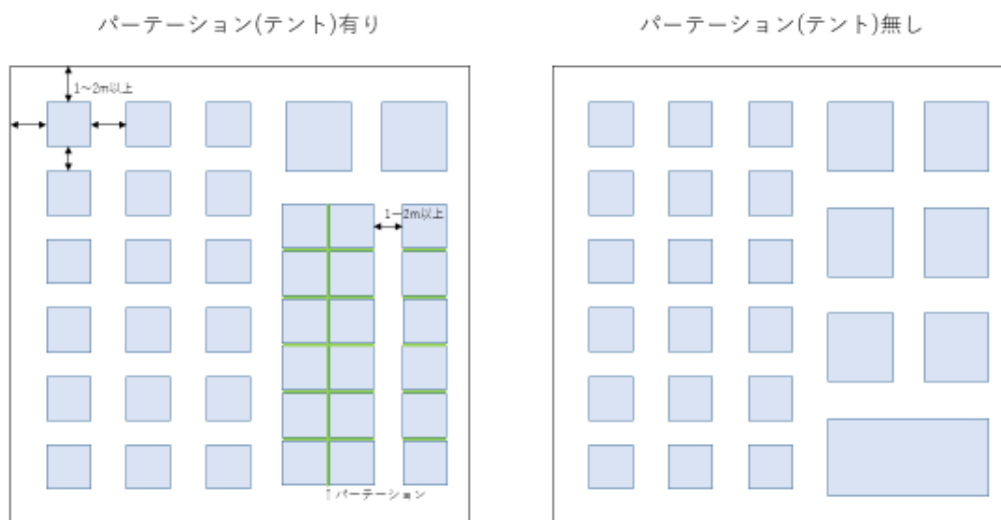
- ・発熱や体調不良のある者
- ・それらの同居の家族や付添人等

(2) 避難者の間隔

ア 居住スペース

パーティション無しの開設も可能。ただし、可能な限り世帯間の距離を1~2m以上確保する。

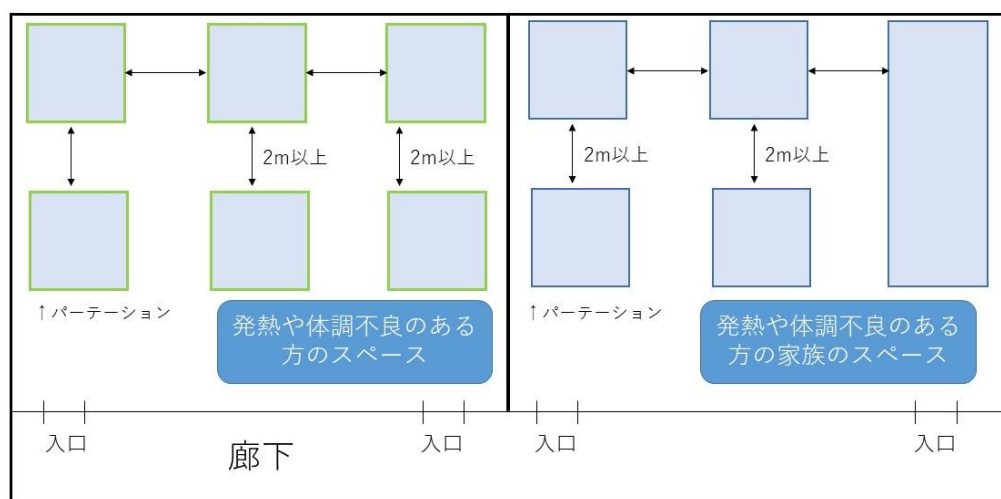
体育館等



イ 専用スペース

可能な限り、パーティション等により区分けする。

教室等



※専用スペースは、個室が望ましい。

※教室等を活用する場合は、可能な限り、テントやパーティションを設ける。

※備蓄しているパーティションの配備を行うが、数に限りがあるため不足する可能性がある。その際には、施設内の資機材で代用する等、可能な限り工夫して対応する。なお、パーティションの高さは1m以上(口元より高く)が望ましい。

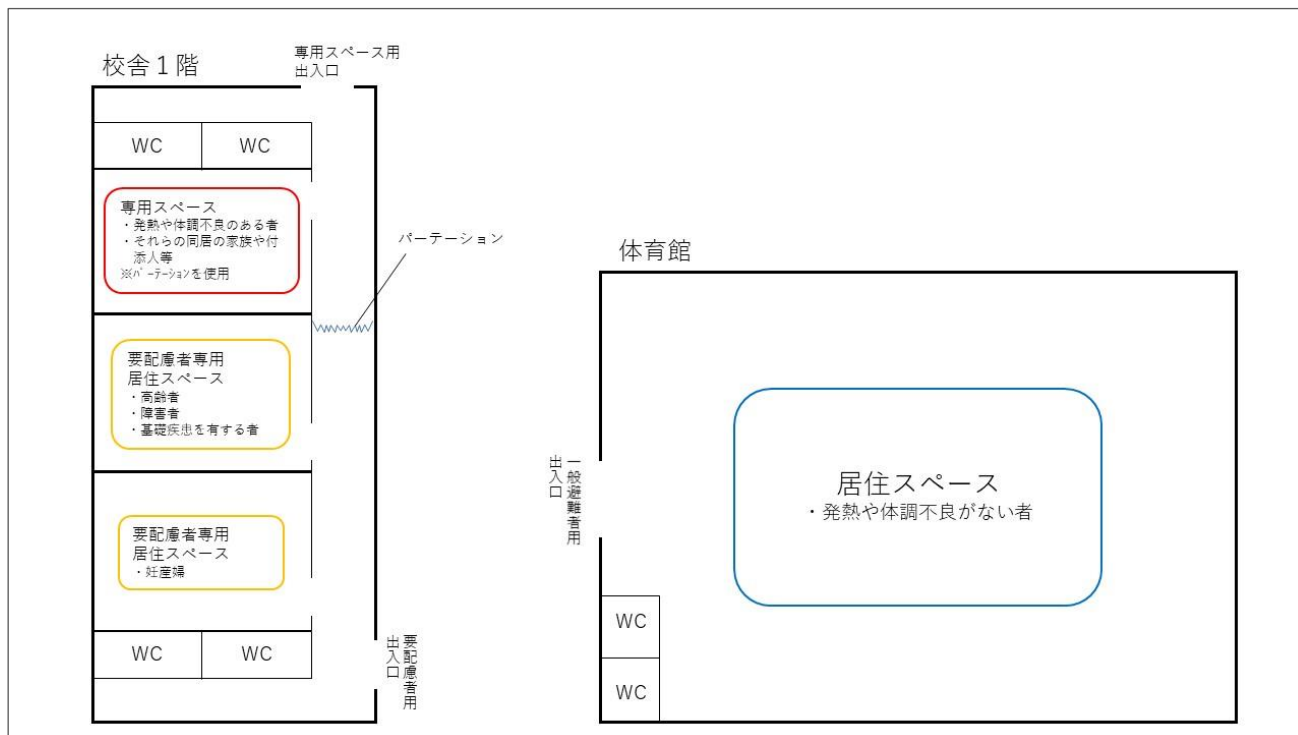
※感染症対策を講じる際の避難スペースは1人当たり2~4㎡を目安とする。

※別世帯が向かい合わないようにすることが望ましい。

(3) スペースごとの動線

居住スペースと専用スペースの動線は交わらないよう努める。また、可能な限り、トイレをそれぞれに配置するとともに、必要に応じて、専用スペース側に防護衣着脱場所を設ける。

(4) 避難場所等のレイアウト例



避難所開設運営説明会・訓練の様子

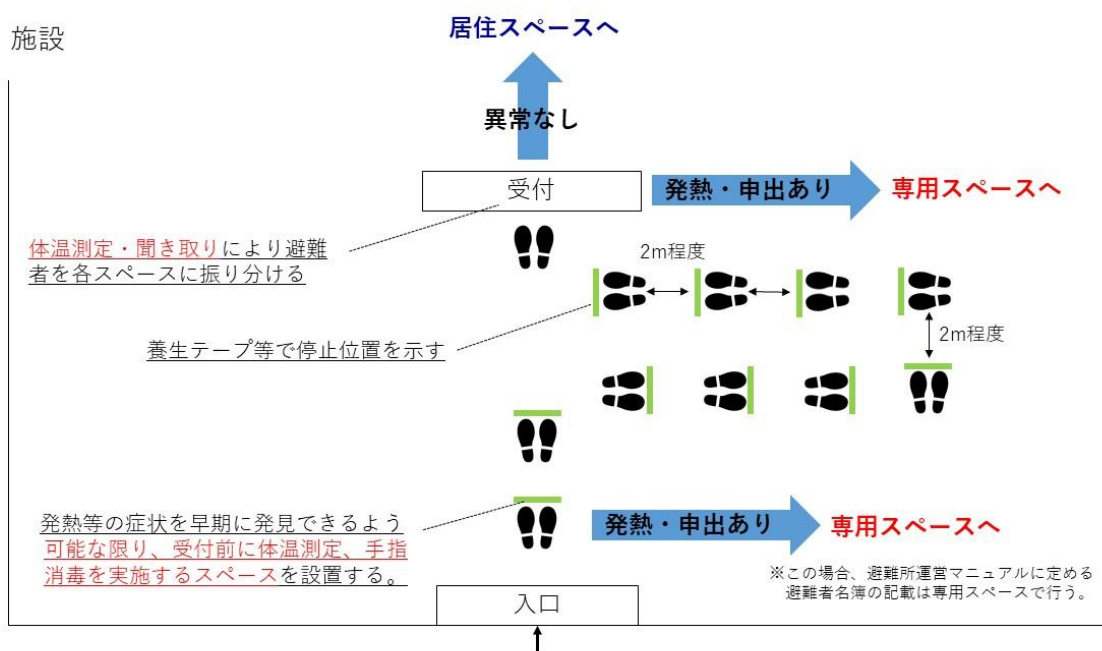
(5) 受付時の対策

避難者を各スペースに振り分けるための受付を設置する。受付では、体温測定を実施するとともに、体調不良の有無について聞き取りを行う。体温が37.5度以上の者、避難者本人から体調不良等の申し出があれば、専用スペースに振り分ける。

また、発熱等の症状等を早期に発見できるように受付する前に、可能な限り、避難者の体温測定、手指消毒を実施するスペースを設ける。

受付待ちの避難者は、可能であれば2mほど間隔を空けて待機してもらうなど3密空間を避ける工夫を行う。

「受付」



5

感染者・感染が疑われる避難者等への適切な対応

運営時の留意点

1 事前に作成したレイアウトに沿って開設

- (1) 前項に記載した内容に沿って作成したレイアウトを基に避難場所等を開設する。
- (2) 受付、居住スペースの出入口、専用スペースの出入口付近に手指消毒液を設置する。
- (3) 避難場所等運営者は、必要に応じて、フェイスシールド等の感染防護具を着用する。

2 避難者の受入

- (1) 受付は、前項のとおり設置する。
- (2) 避難者にマスクの着用や手洗い等の感染防止対策を呼びかける。
- (3) 前項のとおり避難者を各スペースに振り分ける。

※発熱や体調不良のある者から事前連絡があった場合は、受付の前に職員を配置するなど、当該避難者を受付に並ばせることなく、専用スペースに誘導できるよう努める。

3 避難生活

- (1) 避難者は「健康管理表チェックリスト」による体調確認を毎日行う。
(全避難者対象)
- (2) 避難場所等運営者は、避難者に対して、体調不良の場合は必ず避難場所等運営者に報告するよう周知する。(全避難者対象)
- (3) 避難場所等運営者は、発熱等が発覚した避難者を適切な避難スペースに移動させる。
- (4) 避難場所等運営者は、避難場所等内の避難者だけでなく、避難施設内で車中泊を行う者および避難場所等運営実務者の体調の把握に努める。

4 避難場所等で発熱等の症状がある場合

- ・体調不良者で緊急を要する場合は、救急車による病院搬送等も検討する。
- ・嘔吐者が出た場合は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒する（使用方法にあたっては製品の使用方法および使用上の注意事項を十分確認すること。）。
- ・嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行う。

「健康管理チェックリスト」

健康管理チェックリスト

氏名 _____

- 毎朝体温を測定し記入してください。
 - こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
 - 以下の症状がある場合は、必ず避難所運営スタッフに報告してください。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

避難所入所時	日付	時間	体温	一つでも該当すれば、有に○ ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった。 ・少し動く息が上がる。 ・胸の痛みがある。 ・横になれない、座らないと息ができない。	においや味を感じない	咳やたんがひどい	全身のだるさがある	吐き気がある	下痢がある	そのほかの症状がある。 ・食欲がない ・鼻水、鼻づまり、のどの痛み ・頭痛、関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすくれない ・体に発疹がでる。 ・目が赤く、目やにが多いなど
	／		°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）
／			°C	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無（症状）

手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」



1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押すと霧状に約3mLです)。

2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。

3 次に手のひらによくすりこみます。

4 手の甲にもすりこんでください。

5 指の間にもすりこみます。

6 親指にもすりこみます。

7 手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



できていますか？ 衛生的な手洗い



2度洗いが効果的です!
2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

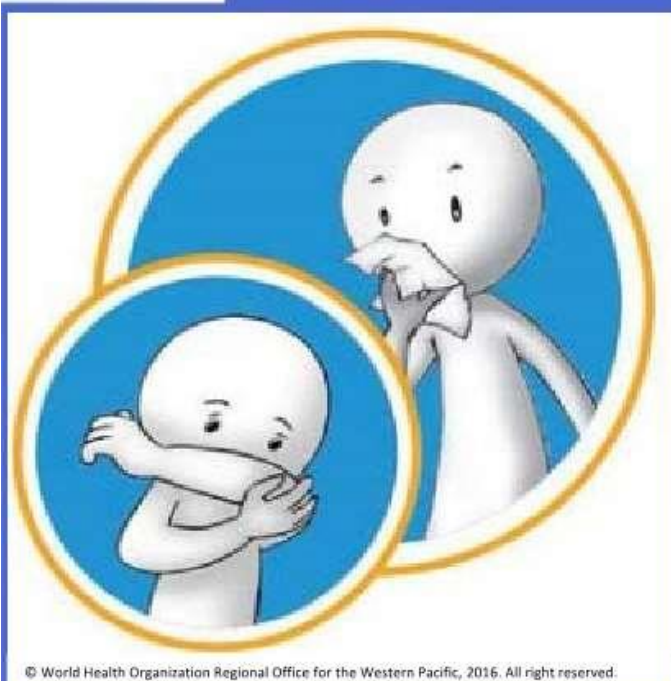
*アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

咳エチケットで感染症予防

咳エチケットとは

咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。

マスクがない場合には？



© World Health Organization Regional Office for the Western Pacific, 2016. All right reserved.

①咳やくしゃみの際は
ティッシュで口と鼻を
おおいましょう。

②ティッシュ等がない
場合には、**二の腕**で
口と鼻をおおいましょう。

マスクがある場合には、
正しくマスクを着用しま
しょう。



画像出典：政府広報 (http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/img/06_04.gif)

避難所内のトイレの衛生管理について

以下のようなことに気をつけて、感染症の拡大を防ぎましょう。

◆ 居住区域は、土足厳禁を徹底しましょう

トイレで汚染された履き物を介して感染がひろがるおそれがあります。

◆ 手洗い場とトイレはなるべく近くに設置しましょう

トイレから手洗い場までの距離が離れていると、手洗いが徹底されないことがあります。

◆ 流水を使って手洗いをしましょう

流水で手洗いでできない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

やむを得ずバケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。

避難所内の感染拡大を防ぐために、下痢、嘔吐、発熱などで体調の悪い利用者がいないか常に注意しましょう。

皆様へのお願い ～感染症予防のために～

トイレについて

- ◇ トイレはきれいに使いましょう。
- ◇ トイレを汚した場合には職員にお知らせください。
- ◇ 使用前後には**便座を拭きましょう**。



手洗いについて

- ◇ トイレのあとや食事の前には**手を洗いましょう**。
水が出ない場合には、
 - ・アルコール消毒剤を多めに手に取り、
手拭き用の紙で拭き取りましょう。



食べ物について

- ◇ 袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、
直接食べましょう。
- ◇ おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップ
に包んで作りましょう。



お願い 嘔吐・下痢・発熱などの症状のある方は
すぐに職員又は管理者等にお知らせください。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(内閣府政策統括官(防災担当))(第一版、令和2年6月8日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(市町職員や自主防災組織役員、自治会役員、施設管理者等)(滋賀県 Ver. 3(2022.5.30))
- ・「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」NPO 法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)(2020年5月29日発行(第2版))
- ・岐阜県 避難所運営ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策編(令和2年5月 岐阜県)
- ・新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針(千葉市)
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)および災害対応のポイント(第1版)R2.6.10」
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第2版)
- ・厚生労働省 新型コロナ対策推進本部 宿泊療養における感染対策
- ・避難所におけるマスク着用等の考え方について(令和5年3月31日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 通知)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について(令和5年4月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長 通知)

彦根市避難所運営マニュアル

～感染症対策編～

令和2年(2020年)7月暫定版作成

令和2年(2020年)9月確定版作成

令和5年(2023年)6月改定

編集・発行 彦根市 市長直轄組織 危機管理課

福祉保健部 健康推進課

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎4階

TEL：0749-30-6150

FAX：0749-23-1777

E-mail:kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp